

# 重要事項説明書

訪問リハビリテーション

(介護予防訪問リハビリテーション)

医療法人 社団 六心会

介護老人保健施設 エスペランサ

利用者に対する介護老人保健施設(介護予防)訪問リハビリテーションサービス提供開始にあたり、当事業所が利用者に説明すべき事項は次の通りです。

## 1 事業者

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 事業者名称                 | 医療法人社団 六心会  |
| 代表者氏名                 | 理事長 古瀬 繁  |
| 本社所在地<br>(連絡先及び電話番号等) | 神戸市北区道場町日下部字中ノゴウ1788番地<br>電話番号:078-950-2622 FAX 番号:078-950-2323 |

## 2 ご利用施設

|               |                                       |
|---------------|---------------------------------------|
| 施設名称          | 介護老人保健施設 エスペランサ                       |
| 介護保険<br>事業所番号 | 2851180022                            |
| 施設所在地         | 宝塚市山本丸橋2丁目22番1号                       |
| 施設長名          | 古瀬 明子                                 |
| 連絡先           | 電話番号:0797-82-3338 FAX 番号:0797-89-1260 |
| 事業の実施地域       | 宝塚市・伊丹市・川西市                           |

## 3 当施設で実施する事業

| 事業の種類           | 兵庫県知事の事業者指定 |               | 利用定員            |
|-----------------|-------------|---------------|-----------------|
|                 | 指定年月日       |               |                 |
| 介護老人保健施設        | 平成12年2月1日   | 兵庫県指令 長第2-72号 | 140(うち認知症の方40名) |
| 通所リハビリテーション     | 同上          | 同上            | 40              |
| 短期入所療養介護        | 同上          | 同上            | —               |
| 訪問リハビリテーション     | 平成25年4月1日   |               |                 |
| 介護予防通所リハビリテーション | 平成18年4月1日   |               | —               |
| 介護予防短期入所療養介護    | 同上          |               | —               |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 平成25年4月1日   |               |                 |

## 4 事業の目的と運営方針

|       |   |
|-------|---|
| 事業の目的 | 当事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護老人保健施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下、「理学療法士等」という。)が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。   |
| 運営の方針 | <p>1 指定訪問リハビリテーションにおいては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。</p> <p>指定介護予防訪問リハビリテーションにおいては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。</p> <p>2 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。</p> <p>3 当事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。</p> <p>4 当事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供す</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>る者との連携に努めるものとする。</p> <p>5 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。</p> <p>6 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。</p> <p>7 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。</p> <p>8 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。</p> |
|--|--|

## 5 事業所窓口の営業日及び営業時間

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 営業日  | 月曜日から金曜日 12月30日～1月3日までを除く。 |
| 営業時間 | 午前9時00分～午後5時45分            |

## 6 事業所の職員体制

令和6年3月16日現在

|     |       |
|-----|-------|
| 管理者 | 古瀬 明子 |
|-----|-------|

| 職種                      | 職務内容  | 人員数  |
|-------------------------|---|------|
| 理学療法士<br>作業療法士<br>言語聴覚士 | <p>1 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。</p> <p>2 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種協同により、指定訪問リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って訪問リハビリテーション計画を作成します。計画作成にあたっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者に交付します。</p> <p>3 訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションのサービスを提供します。</p> <p>4 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。</p> <p>5 それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。</p> | 1名以上 |

## 7 提供するサービスの内容提供するサービスの内容について

### (1)提供するサービスの内容について

| サービス種類                         | サービスの内容   |
|--------------------------------|---|
| 訪問リハビリテーション<br>介護予防訪問リハビリテーション | 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持、向上をめざします。 |

### (2)訪問リハビリテーションの禁止行為

指定訪問リハビリテーション事業者はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護す

るため緊急やむを得ない場合を除く)

- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## 8 利用料金(詳細は別紙「料金表」を参照して下さい)

### (1)利用料金の支払方法

利用料金は原則として、預金口座から自動振替にて集金させていただきます。月末締めで請求書を作成し、毎月半ばまでに郵送いたします。引落日は毎月 27 日(休日の場合は翌営業日)です。但し、金融機関での振替登録手続きに 1~2 ヶ月かかりますので、完了するまでの間、現金でお支払いいただくことがあります。

### (2)利用のキャンセル

ご利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡下さい。当日になってもご連絡頂けない場合は、キャンセル料をお支払い頂く場合がございますのでご了承下さい。(ただし緊急やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。)

キャンセル料・・・利用者負担額の全額

### (3)交通費について

|     |                                  |       |
|-----|----------------------------------|-------|
| 交通費 | サービス実施地域以外の場合、交通費を実費請求することがあります。 |       |
|     | 事業実施地を越えた地点から片道 5 km 以上          | 420 円 |
|     | 事業実施地を越えた地点から片道 10 km 未満         | 530 円 |
|     | 事業実施地を越えた地点から片道 10 km 以上         | 600 円 |

## 9 サービス提供にあたって

- (1)サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2)利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3)医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者へ交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
- (4)サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

## 10 事故発生時の対応方法と損害賠償について

- (1) 事故が発生した場合の対応について、(2)に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。

- (3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行います。
- (4) 上記(1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。
- (5) 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (6) 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (7) 施設は、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

|              |       |                |
|--------------|-------|----------------|
| 損害賠償<br>責任保険 | 保険会社名 | 東京海上日動火災保険株式会社 |
|              | 保 険 名 | 介護保健施設総合補償制度   |
|              | 補償の概要 | 賠償事故補償など       |
| 自動車保険        | 保険会社名 | 東京海上日動火災保険株式会社 |
|              | 保 険 名 | 自動車保険          |
|              | 補償の概要 | 対人賠償、対物賠償など    |

### 1 1 身分証携行義務

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

### 1 2 心身の状況の把握

指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

### 1 3 居宅介護支援事業者等との連携

- (1)指定訪問リハビリテーションの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2)サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3)サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

### 1 4 担当する職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

|  |  |
|--|--|
| 利用者のご事情により、担当する職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談担当者氏名          管理部長 尾上 久志</li> <li>・ 連絡先電話番号          0797-82-3338</li> </ul> |
|--|--|

\*担当する職員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

### 1 5 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- ② 相談や苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は、苦情措置概要に基づきます。

(2) 苦情申立の窓口

|  |  |
|--|--|
| <b>【事業者の窓口】</b><br>介護老人保健施設 エスペランサ               | 窓口担当者 管理部長 尾上 久志<br>電話番号 0797-82-3338<br>ファックス番号 0797-89-1260<br>受付時間 9：00～17：45（毎日）   |
| <b>【市町村（保険者）の窓口】</b><br>宝塚市<br><br>（その他の保険者の市町村） | 所在地 宝塚市東洋町1-1<br>窓口 介護保険課<br>電話番号 0797-77-2136（給付担当）<br>電話番号 0797-77-2038（認定担当）<br>受付時間 9：00～17：30（土日祝は休み）<br><br>各市町村 介護保険課 |
| <b>【公的団体の窓口】</b><br>兵庫県国民健康保険団体連合会               | 所在地 神戸市中央区三宮町1-9-1-1801<br>窓口 介護サービス苦情相談窓口<br>電話番号 078-332-5617<br>受付時間 8：45～17：15（土日祝は休み）                                   |

## 1.6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

|             |            |
|-------------|------------|
| 虐待防止に関する担当者 | 管理部長 尾上 久志 |
|-------------|------------|

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 1.7 秘密の保持について

|                        |  |
|------------------------|--|
| 利用者及びその家族に関する秘密の保持について | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</li> <li>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「職員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た入所者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li> <li>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li> <li>④ 事業者は、職員に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。</li> </ol> |
|------------------------|--|

## 1.8 個人情報保護について

(1) 個人情報の利用目的

介護老人保健施設エスペランサでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

|                     |   |
|---------------------|---|
| 介護老人保健施設内部での利用目的    | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆当施設が利用者等に提供する介護サービス</li> <li>◆介護保険事務</li> <li>◆介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち             <ul style="list-style-type: none"> <li>・入退所等の管理</li> <li>・会計・経理</li> <li>・事故等の報告</li> <li>・当該利用者の介護、医療サービスの向上</li> </ul> </li> </ul>  |
| 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち             <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答</li> <li>・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合</li> <li>・検体検査業務の委託その他の業務委託</li> <li>・家族等への心身の状況説明</li> </ul> </li> <li>◆介護保険事務のうち             <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険事務の委託</li> <li>・審査支払機関へのレセプトの提出</li> <li>・審査支払機関又は保険者からの照会への回答</li> </ul> </li> <li>◆損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等</li> </ul> |

【上記以外の利用目的】

|                     |  |
|---------------------|--|
| 当施設の内部での利用に係る利用目的   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆当施設の管理運営業務のうち             <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料</li> <li>・当施設において行われる学生の実習への協力</li> <li>・当施設において行われる事例研究</li> </ul> </li> </ul> |
| 他の事業者等への情報提供に係る利用目的 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆当施設の管理運営業務のうち             <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部監査機関への情報提供</li> </ul> </li> </ul>  |

(2) 介護・診療情報の開示

ご自身の介護・診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、職員に開示をお申し出下さい。

(3) 個人情報の内容訂正・利用停止

当施設が保有する個人情報（介護・診療記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。職員までお申し出下さい。調査の上対応いたします。

(4) ご希望の確認と変更

- ① ご利用者に関してエスペランサからご自宅に電話をかける可能性があります。差し障りがある場合は、あらかじめお申し出下さい。
- ② 事故防止・安全確保の為に必要箇所に利用者氏名の掲示をしています。掲示を望まない方は、職員までご相談下さい。
- ③ 電話による利用確認の問い合わせには、個人情報保護の観点から、原則としてお答えしない方針です。
- ④ ご希望には柔軟に対応させていただきます。お気軽にご相談下さい。

(5) 電子カルテシステムの運用について（詳細は別紙「同意説明書」を参照して下さい）

医療法人社団 六心会及び社会福祉法人 黎明会では、医療・介護の質と安全性の確保のため、電子カルテシステムを運用しています。また、厚生労働省が推進している診療・介護情報の共有化を行い、正確な情報に基づいた高度で安全な医療・介護を行うために、この電子カルテシステムを用い両法人内の病院と介護・福祉事業所を接続して診療・介護情報の共有を行います。

① 診療・介護情報の共有化の目的

利用者様のプライバシー保護を厳重に図りながら診療・介護情報の一部を両法人内の医療圏の医療・介護・福祉事業所とで診療・介護情報を共有し、質の高い安全な診療・介護の提供を可能にすることを目的としています。

② 個人情報の安全確保

この電子カルテ情報共有システムでは、患者様の診療・介護情報を守るために次のような対策を講じています。

- ・診療・介護情報を見ることができるのは、連携医療機関・介護事業所の閲覧を認めた職員のみとします。
- ・外部からの不正な侵入に対して厳格に情報を保護しています。

(6)個人情報保護相談窓口

個人情報に関するご質問やご相談は、各部署責任者または以下の個人情報保護相談窓口をご利用下さい。

|            |            |
|------------|------------|
| 個人情報保護相談窓口 | 管理部長 尾上 久志 |
|------------|------------|

## 1 9 衛生管理等について

- (1) 事業所において食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (2) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
  - ② 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。
  - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

## 2 0 継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 2 1 サービス提供の記録

- (1) 介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録は介護保険サービスが終了してから5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写物の請求を行う場合は、有料です。）



# 重要事項説明書並びに別紙「料金表」

## 同意書

サービス契約の締結にあたり、本書面に基づいて重要事項を説明しました。

重要事項説明について

|              |              |
|--------------|--------------|
| 重要事項説明書の説明日時 | 令和 年 月 日 時 分 |
| 説明者          | 印            |

|     |      |                        |
|-----|------|------------------------|
| 事業者 | 所在地  | 神戸市北区道場町日下部字中ノゴウ1788番地 |
|     | 法人名  | 医療法人社団 六心会             |
|     | 代表者名 | 理事長 古瀬 繁 印             |
| 事業所 | 所在地  | 宝塚市山本丸橋2丁目22番1号        |
|     | 施設名  | 介護老人保健施設エスペランサ         |
|     | 施設長名 | 施設長 古瀬 明子              |

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

|     |    |   |
|-----|----|---|
| 利用者 | 住所 |   |
|     | 氏名 | 印 |

上記署名は、 \_\_\_\_\_ 続柄 ( \_\_\_\_\_ ) が代行しました。

|       |    |   |
|-------|----|---|
| 身元引受人 | 住所 |   |
|       | 氏名 | 印 |

附 則

この重要事項説明書は、令和2年9月1日より施行。  
この重要事項説明書は、令和3年10月1日より施行。  
この重要事項説明書は、令和6年4月1日より施行。